

第5章 平成26年度地方財政収支の仮試算等について

村岡 嗣政（総務省自治財政局財政課財政企画官）

地方財政関係資料



総務省

平成25年10月4日

総務省自治財政局財政企画官
村岡 嗣政

経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～（抄）（平成25年6月14日閣議決定）

第3章 経済再生と財政健全化の両立

2. 財政健全化への取組方針

プライマリーバランスの対象となる歳出総額については、高齢化等に伴う社会保障支出の累積に加え、リーマンショック後の緊急対応等で更に増加した。こうした中で、以前にも増して財政健全化が求められており、国・地方双方で徹底した取組が必要である。

（中長期の財政健全化に向けて）

国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指す。

（「中期財政計画」の策定等）

財政健全化目標達成に向けた取組を着実に進めることが重要であり、本基本方針等を踏まえた今後の取組内容を具体化した「中期財政計画」を早期に策定するとともに、中長期の経済財政の展望を示す。これらにより、財政健全化目標への道筋を明確にし、国民の安心や、国際社会、市場からの信認を確かなものとする。

2015年度の目標達成に向けては、歳出面では、義務的経費を含めて踏み込んだ見直しを行う。地方財政については、国の取組と歩調を合わせて抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

（3）地方行財政制度の再構築に向けて

日本経済の再生と財政健全化の両立を実現するためには、地方財政を健全化し自立を促進することと、地方自治体が経済社会構造の変化に円滑に対応できるよう環境整備することが極めて重要となる。

① 基本的考え方

地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず、緊急的に創設された歳出特別枠等も存置されているなど、地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き継ぎ受けている。必要な財源を確保しながら、経済再生に合わせ、こうした危機対応モードから危機以前の状況、すなわち平時モードへの切替えを進めていく必要がある。

そのためには、今後の経済成長の動きと合わせた地方税収の確保や歳出の重点化・効率化などにより、地方財政を歳入面、歳出面から改革するとともに、地域活性化や経営改革にチャレンジする地方自治体が報われ、経済社会構造の変化に適切に対応することを可能とする地方行財政制度を整備していくことが重要である。

②重点的取組

(地方財政の健全化、自立促進)

地方財政を健全化し自立を促進する。このため、地方税収を増やすなど歳入を充実し、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図るなど、歳入・歳出両面の改革に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを目指す。

-歳入改革-

- ・「日本再興戦略」「地域の元気創造プラン」の推進等により、地方税収を増やす。
- ・社会保障・税一体改革を着実に推進する。
- ・「ふるさと寄附金制度」の一層の活用に向けた制度整備を進める。

-歳出改革-

- ・地方の安定的な財政運営に配慮しながら、地方歳出の質を高めるため、その重点化・効率化を図る。
- ・PPP／PFIの導入領域を大幅に拡大し、行政サービスの質の向上や効率性を高めるとともに、地方自治体の行財政改革を促していく。

-頑張る地方の支援-

- ・地方分権を強力に推し進め地方の自由度を高めるとともに、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、頑張る地方を長く支援するため一定程度の期間継続する。

第4章 平成26年度予算編成に向けた基本的考え方

3. 平成26年度予算編成の在り方

地方財政については、今後、第3章で示した基本的な考え方や中期財政計画で示される国・地方の財政健全化に向けた取組内容を踏まえて、国の取組と歩調を合わせて抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方交付税において頑張る地方を支援するための算定の仕組みを取り入れる。

4. 今後の取組

民需主導の持続的成長と財政健全化の両立に向けた道筋を明らかにするため、今夏に、次年度の経済財政の姿と予算に係る「予算の全体像」を経済財政諮問会議においてとりまとめるとともに、中長期の経済財政試算を示し、中期財政計画及び概算要求基準を策定する。

中期財政計画のポイント

平成25年8月8日閣議了解

I. 基本認識

相互に補強し合う「三本の矢」を一体化することで生まれる推進力により、民需主導の持続的成長を実現し、今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目国内総生産(名目GDP)成長率3%程度、実質国内総生産(実質GDP)成長率2%程度の成長を目指す。

II. 財政健全化に向けた目標

経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組む。

そうした取組の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1 基本的な取組

当面、平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて、平成26年度(2014年度)及び平成27年度(2015年度)の国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善に注力する。

平成27年度(2015年度)の目標達成のためには、民需主導の持続的成長が実現した経済の姿の下で、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度(2013年度)から17兆円程度改善する必要がある。

(中略)

国の一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも、平成26年度及び平成27年度の各年度4兆円程度改善し、平成26年度予算においては▲19兆円程度、平成27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成を目指す。

また、新規国債発行額については、平成26年度及び平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力する。

(中略)

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

2 歳出面・歳入面の取組

- ・ 地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。
- ・ 頑張るもの(人、企業、地域)が報われる仕組みへ改革を進め、真に助けを必要とする人を支援し、再チャレンジの仕組みを整備する。

(別紙)基礎的財政収支の見通し

○国・地方の基礎的財政収支

平成25年度(2013年度)▲34.0兆円 → 平成27年度(2015年度)▲17.1兆円程度

○国の一般会計の基礎的財政収支の目安

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
国の一般会計の基礎的財政収支の目安	▲23兆円	▲19兆円程度	▲15兆円程度

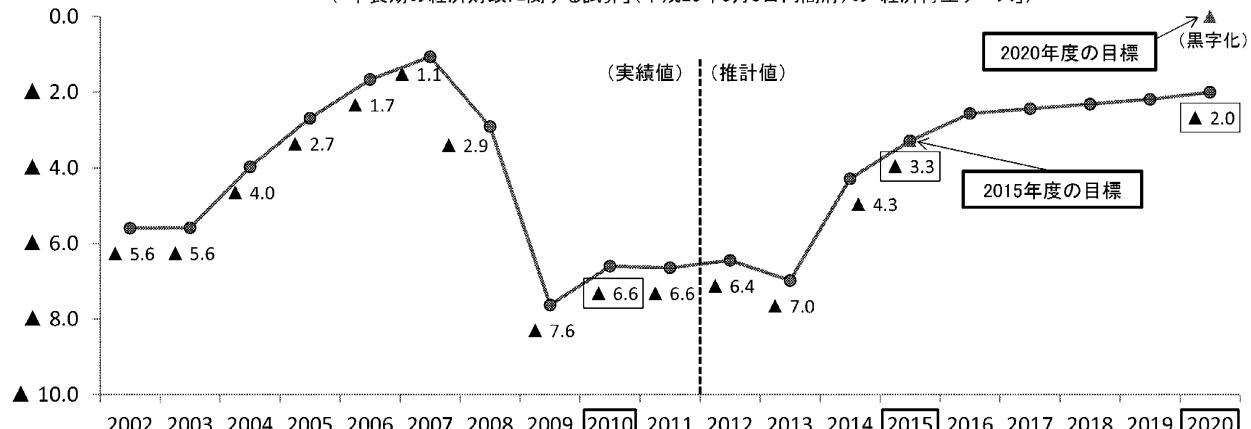
国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標について

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

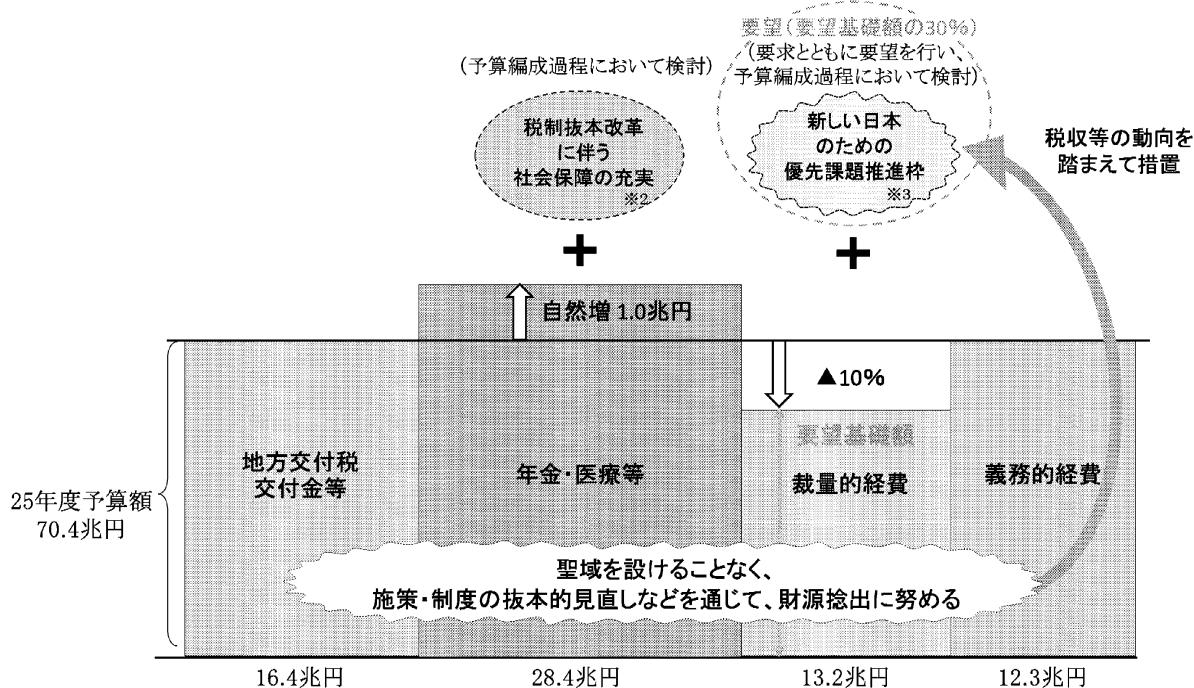
国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移

(「中長期の経済財政に関する試算」(平成25年8月8日内閣府)の「経済再生ケース」)



	2010年度	2013年度	2015年度(目標)	2020年度(目標)
プライマリーバランス (対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲34.0兆円 [▲7.0%]	▲17.1兆円 [▲3.3%]	黒字化

平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



平成26年度 地方財政收支見通し（仮試算）

(通常収支分)		(単位：兆円)			
	区分	25年度 A	26年度 B	増減額 B-A	特記事項
歳出	給与関係経費	19.7	20.5	0.7	地方公務員給与の復元等
	一般行政経費	31.8	32.6	0.8	社会保障費の増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.5	1.5	0.0	
	投資的経費	10.7	10.7	0.0	
	給与の臨時特例対応分	0.8	—	皆減	地方公務員給与の復元
	その他	17.4	17.5	0.1	
	計	81.9	82.8	0.8	
歳入	地方税等	36.4	37.2	0.8	「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）による名目成長率等を用いて試算
	地方交付税	17.1	16.8	△ 0.3	
	国庫支出金	11.9	12.1	0.3	
	地方債	11.2	11.2	0.0	
	うち臨時財政対策債	6.2	6.5	0.3	
	その他	5.5	5.5	0.0	
	一般財源	59.8	60.6	0.8	
	(水準超経費除き) 一般財源	59.0	59.7	0.7	(交付団体ベース)
	計	81.9	82.8	0.8	

平成26年度地方財政収支見通し（仮試算）

(単位:兆円)

歳出 82.8兆円 (81.9兆円)	給与関係経費 20.5 (19.7)	一般行政経費 32.6 (31.8)	投資的 経費 10.7 (10.7)	その他 17.5 (18.2)
			[地域経済基盤強化] 1.5 (1.5)	

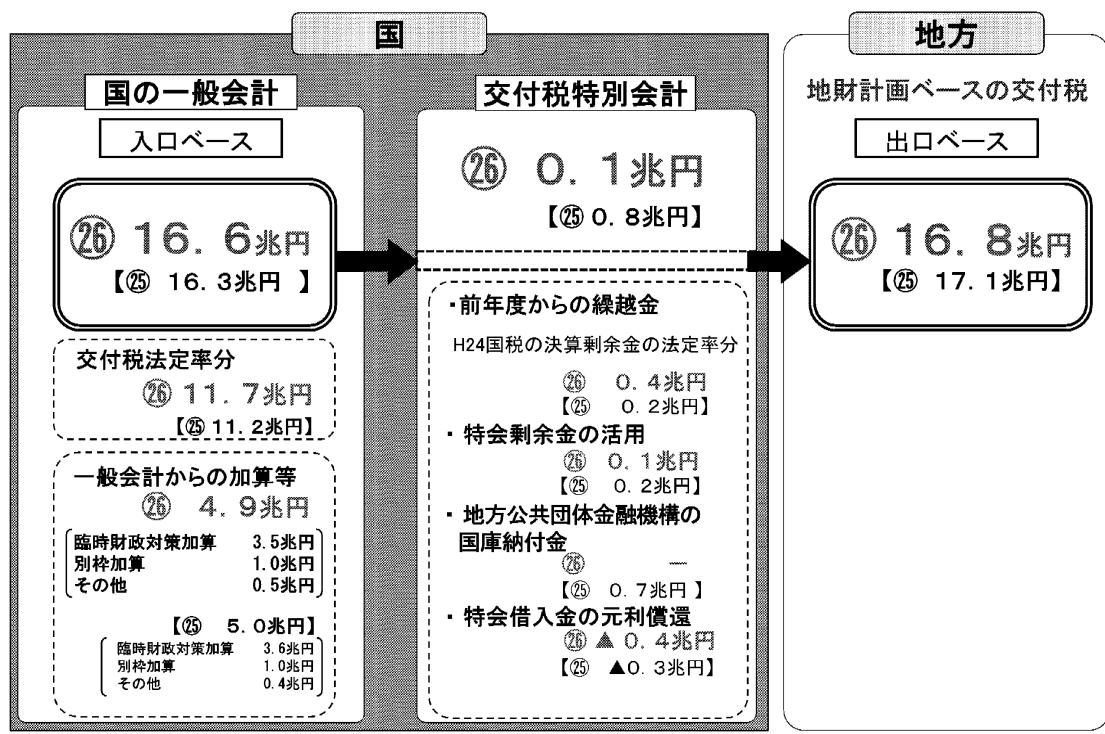
歳入 82.8兆円 (81.9兆円)	国庫支出金 12.1 (11.9)	地方債等 10.0 (10.3)	地方税・地方譲与税等 37.3 (36.5)	地方交付税 16.8 (17.1)
			[臨時財政対策債] 3.1 (2.6)	[臨時財政対策加算] 3.5 (3.6)

国・地方で折半

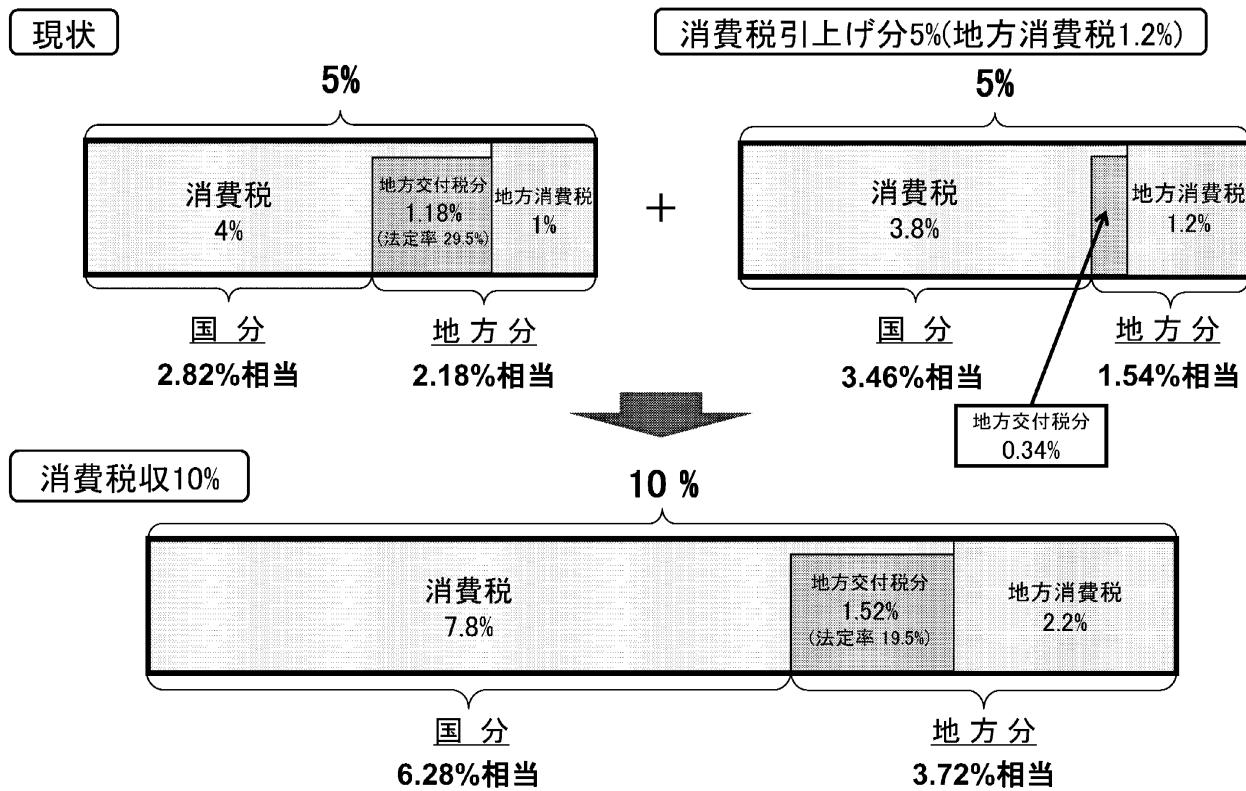
※()内は平成25年度当初の数値

⑥地方一般財源総額 60.6兆円(⑤59.8兆円)

平成26年度仮試算 地方交付税の姿



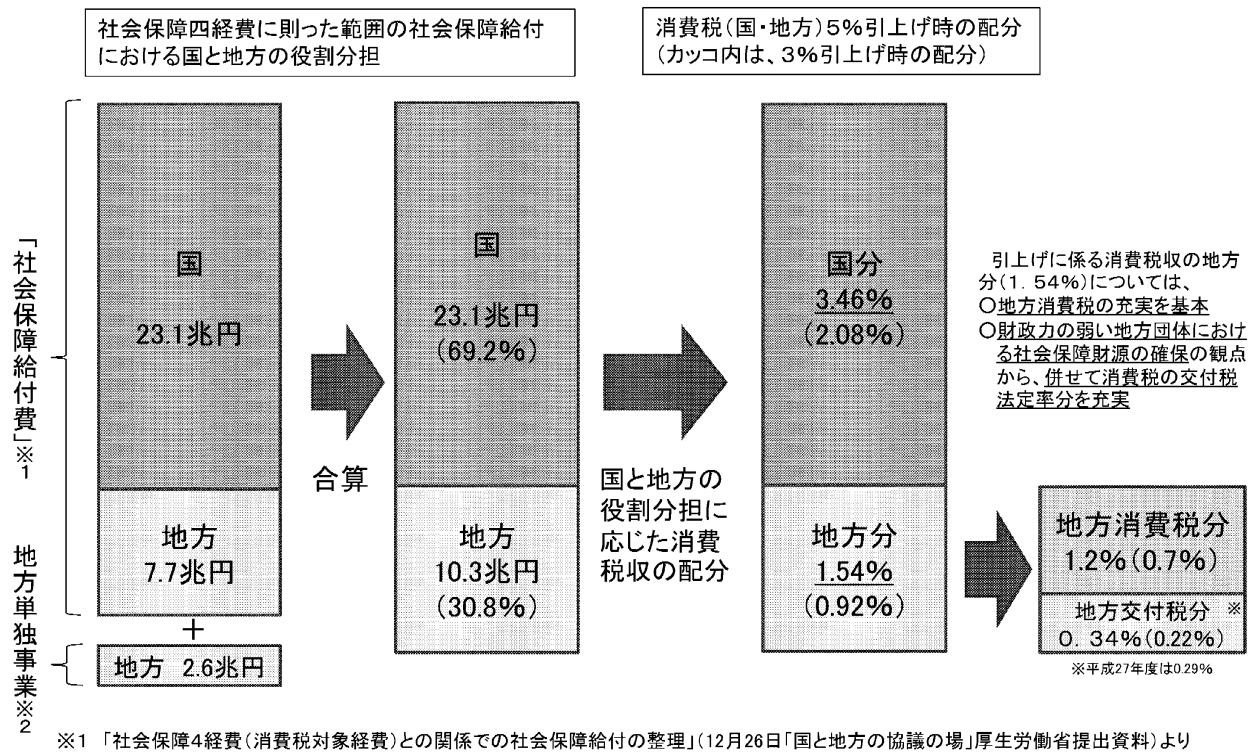
地方消費税（消費税収10%時）（イメージ）



引上げ後の消費税収の国・地方の配分等

	現行	平成26年4月1日～ ～9月	平成27年		平成28年4月1日～
			10月～		
消費税(A)+ 地方消費税(B)	5%	8%			10%
消費税(A)	4%	6. 3%			7. 8%
うち交付税分 (α)	1. 18% (法定率29.5%)	1. 40% (法定率22.3%)		1. 47% (法定率20.8%)	1. 52% (法定率19.5%)
地方消費税(B)	1% $\left(\frac{\text{消費税額の}}{100\text{分の}25} \right)$	1. 7% $\left(\frac{\text{消費税額の}}{63\text{分の}17} \right)$		2. 2% $\left(\frac{\text{消費税額の}}{78\text{分の}22} \right)$	
地方分合計 (α)+(B)	2. 18%	3. 10%		3. 72%	

国と地方の役割分担に応じた配分



第6章 平成26年度地方財政計画の概要について

水野 敦志（総務省自治財政局財政課財政企画官）

平成26年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成26年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成26年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	83兆3,607億円（前年度比+1兆4,453億円、+1.8%）
② 地方一般歳出	67兆7,430億円（同 +1兆3,230億円、+2.0%）
③ 一般財源総額	60兆3,577億円（同 + 6,051億円、+1.0%）
・水準超経費除き	59兆4,277億円（同 + 4,251億円、+0.7%）
④ 地方交付税の総額	16兆8,855億円（⑤17兆 624億円、▲ 1,769億円、▲ 1.0%）
⑤ 地方税及び地方譲与税	37兆7,691億円（⑤36兆3,645億円、+1兆4,046億円、+3.9%）
⑥ 臨時財政対策債	5兆5,952億円（⑤6兆2,132億円、▲ 6,180億円、▲ 9.9%）
⑦ 財源不足額	10兆5,938億円（⑤13兆2,808億円、▲2兆6,870億円、▲20.2%）

2 東日本大震災分

（1）復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	5,723億円（⑤ 6,198億円、▲ 475億円、▲ 7.7%）
② 規模	1兆9,617億円（⑤2兆3,347億円、▲3,730億円、▲16.0%）

（2）全国防災事業

直轄・補助事業	1,719億円（⑤ 1,773億円、▲ 54億円、▲ 3.0%）
---------	----------------------------------

II 通常収支分

地方政府が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、平成26年度においては、地方交付税等の一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源総額 60兆3,577億円（前年度比 +6,051億円、+1.0%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 59兆4,277億円（同 +4,251億円、+0.7%）

※ 一般財源比率 65.7%（65.4%）

・地方税	35兆 127億円	（前年度比 +9,952億円、+2.9%）
・地方譲与税	2兆 7,564億円	（同 +4,094億円、+17.4%）
・地方交付税	16兆 8,855億円	（同 ▲1,769億円、▲1.0%）
・地方特例交付金	1,192億円	（同 ▲63億円、▲5.0%）
・臨時財政対策債	5兆 5,952億円	（同 ▲6,180億円、▲9.9%）

地方債総額 10兆5,570億円（前年度比 ▲5,947億円、▲5.3%）

臨時財政対策債 5兆5,952億円（同 ▲6,180億円、▲9.9%）

臨時財政対策債以外 4兆9,618億円（同 +233億円、+0.5%）

・通常債	4兆 1,818億円	（前年度比 +433億円、+1.0%）
・財源対策債	7,800億円	（同 ▲200億円、▲2.5%）

2 地方交付税の確保

地方交付税 16兆8,855億円（前年度比 ▲1,769億円、▲1.0%）

① 地方交付税の法定率分等	12兆 6,669億円
・国税5税分の法定率分	12兆 2,191億円
・地方法人税の法定率分	3億円
・国税決算精算分（⑯、⑰）等	▲3,145億円
・交付税特別会計借入金償還額	▲2,000億円
・交付税特別会計借入金支払利子	▲1,729億円

・平成25年度からの繰越金	1兆1,349億円
②一般会計における加算措置等	4兆2,186億円
・折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等、剩余金の活用）	9,648億円
・別枠の加算	6,100億円
・臨時財政対策特例加算	2兆6,438億円

(参考) 地方交付税の推移（兆円）

	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)
地方交付税	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9

3 岁出特別枠・交付税の別枠加算の確保

- ・歳出特別枠については、地域の元気創造事業への振り替え分（3,000億円）を含めて実質的に前年度水準を確保
- ・交付税の別枠加算については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保

- 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1兆1,950億円（(25)1兆4,950億円）
- 別枠の加算 6,100億円（(25) 9,900億円）

4 財源不足の補填

平成26年度における財源不足 10兆5,938億円（(25)13兆2,808億円）
 うち折半対象財源不足 5兆2,877億円（(25) 7兆2,091億円）

- 平成26年度から平成28年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、平成26年度においては、以下のとおり財源不足を補填

【折半対象以外の財源不足】	5兆3,061億円
①財源対策債の発行	7,800億円
②地方交付税の増額による補填	1兆5,748億円
・一般会計における加算措置（既往法定分等）	8,648億円
・別枠の加算	6,100億円
・交付税特別会計剩余金の活用	1,000億円
③臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	2兆9,513億円

【折半対象財源不足】	5兆2,877億円
① 地方交付税の増額による補填(臨時財政対策特例加算)	2兆6,438億円
② 臨時財政対策債の発行(臨時財政対策特例加算相当額)	2兆6,438億円

5 地方法人税の交付税原資化

- ・ 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税を創設
- ・ 地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化
※ 上記の偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上（実際に偏在是正効果が生ずる平成27年度以降に措置）

6 緊急防災・減災事業費、地域の元気創造事業費の増額確保

地方公共団体が、防災・減災事業や地域経済の活性化に対処できるよう、歳出の重点化・効率化を図りながら事業費を増額確保

- 緊急防災・減災事業費 5,000億円（㉙4,550億円）
- 地域の元気創造事業費 3,500億円（㉙3,000億円（地域の元気づくり事業費））
※ 交付税の算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの行革努力や地域経済活性化の成果を反映して配分
<参考>平成25年度は、給与の臨時特例対応分として単年度限りの措置として計上

7 地方財政の健全化

- ・ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を抑制（前年度比 ▲6,180億円）
- ・ 交付税特別会計借入金を償還 2,000億円 （ 同 +1,000億円）

- 臨時財政対策債の発行額
 - ・ 折半ルール分 2兆6,438億円（前年度比 ▲9,607億円、▲26.7%）
 - ・ 元利償還金分等 2兆9,513億円（ 同 +3,427億円、+13.1%）

8 平成26年度の社会保障の充実

消費税・地方消費税の引上げにより地方の財源を確保するとともに、社会保障の充実分等の所要額を計上

○ 財源の確保	
・地方消費税の引上げ	4,696 億円
・消費税の交付税法定率分の充実	2,334 億円
○ 社会保障の充実分等の地方負担額	
・社会保障の充実分	2,713 億円
・社会保障4経費の公経済負担増分	778 億円

9 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

公共施設等の大量の更新時期に対応し、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請することとし、これに伴う地方財政措置を講じる

○ 総合的かつ計画的な管理のために必要な計画の作成に要する経費について、特別交付税措置	
○ 計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く）の除却について、地方債の特例措置（地方財政法を改正）	
・地方債計画計上額	300 億円（一般単独事業（一般）の内数）

10 第三セクター等改革推進債の経過措置

第三セクター等改革推進債の起債は平成25年度が期限であるが、平成25年度末までに抜本的改革に着手していながらその完了が間に合わなかった地方公共団体については、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講じる（地方財政法を改正）

III 東日本大震災分

1 震災復興特別交付税

地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で震災復興特別交付税を確保

○ 震災復興特別交付税	5,723 億円
	(前年度比 ▲ 475 億円、▲ 7.7%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	3,719 億円
② 地方単独事業分	1,085 億円
・単独災害復旧事業	380 億円
・中長期職員派遣、除染等	705 億円
③ 地方税等の減収分	919 億円
・地方税法等に基づく特例措置分	819 億円
・条例減免分	100 億円

※ 震災復興特別交付税の平成23～26年度分の累計額は3兆4,835億円

2 全国防災事業

東日本大震災の教訓を踏まえて実施する全国防災事業（直轄・補助事業）を1,719億円計上

緊急防災・減災事業について

平成26年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債による措置を継続することとし、平成26年度については5,000億円計上

1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業等

(1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等）など

(2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化など

(3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成26年度から平成28年度まで

（平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討）

※ 全国防災事業費（直轄・補助事業の地方負担分）については、東日本大震災分の地方財政計画に全国防災事業費として983億円を計上し、全国防災事業債（充当率100%、交付税措置率80%）により措置。

地域の元気創造事業費について

基本的な考え方

- ・普通交付税において、通常の算定に加えて、各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定
- ・算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映
- ・各地方公共団体の様々な行革努力や地域経済活性化の取組を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定

算定額等

○平成26年度 3, 500億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	125億円程度	875億円程度
市町村分	2, 250億円程度	375億円程度	2, 625億円程度
計	3, 000億円程度	500億円程度	3, 500億円程度

行革努力の指標について

- ・以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

	指標(道府県、市町村共通)
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

地域経済活性化の指標について

- ・以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映

	指標(道府県分)	指標(市町村分)
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、従業者数、事業所数	若年者就業率、従業者数、事業所数
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収、転入者人口比率

※各地方公共団体の伸び率と、全国伸び率の差に応じて、需要額の割増しを行う。

平成26年度の社会保障の充実について

平成26年度においては、消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用して、
 ・少子化対策分野における「待機児童解消加速化プラン」の推進等の保育緊急確保事業
 ・医療・介護分野における国民健康保険等の低所得者の保険料軽減制度の拡充
 などの措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担額（2,713億円）について地方財政措置を講じることとしている。

平成26年度社会保障の充実の項目

※計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

○少子化対策 公費負担:3,060億円(国:1,444億円、地方:1,616億円)

【主な項目】

- ・保育緊急確保事業 公費負担:2,307億円 (国:1,043億円、地方:1,264億円)

○医療・介護 公費負担:1,892億円(国:795億円、地方:1,097億円)

【主な項目】

- ・医療機能の分化・連携等のための医療機関等への財政支援 公費負担:544億円 (国:362億円、地方:181億円)
- ・国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充 公費負担:612億円 (地方:612億円)
- ・難病・小児慢性特定疾患に係る医療費助成制度の確立 公費負担:298億円 (国:126億円、地方:172億円)

○年金 公費負担:10億円(国:10億円)



社会保障の充実の合計 公費負担:4,962億円(国:2,249億円、地方:2,713億円)

<その他、社会保障4経費の公経済負担増分(地方分)として、778億円がある。>

(参考) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）に基づく社会保障制度改革の概要

分野	主な改革項目	改革実施時期	法案提出時期
少子化対策	子ども・子育て関連法（成立済）の着実な実施 ※待機児童解消に向けた保育緊急確保事業は26年度に実施	平成27年度目途	—
医療	①医療機能報告制度、地域医療ビジョンの策定 ②ビジョン実現のための都道府県の役割強化、 新たな財政支援制度 等	平成29年度までを目途（順次実施）	平成26年常会 (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（仮称）)
	①国保への財政支援の拡充、運営主体の見直し ②国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充 等	平成26年度から 平成29年度までを目途（順次実施）	平成27年常会を 目指す (国保法等)
	①都道府県の超過負担の解消 ②安定的な医療費助成制度の確立	平成26年度目途	平成26年常会 (難病の患者に対する医療等に関する法律案（仮称）、 児童福祉法の一部を改正する法律案（仮称）)
介護	①地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業や 要支援者への支援の見直し ②第一号保険料の低所得者軽減措置 等	平成27年度目途	平成26年常会 (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（仮称）)

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進

- 過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請
- 上記の推進にあたり必要な計画（公共施設等総合管理計画）の作成に要する経費について特別交付税措置を実施
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設

1. 公共施設等総合管理計画

地方公共団体に対し、以下の内容等を定めた計画の作成を要請

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
(例) 公共施設等の状況（数、延べ床面積等）
財政状況、人口動態 など
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
(例) 統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方
総量等に関する数値目標 など

2. 計画の策定に係る支援

- ・各地方公共団体において、人口動向や財政・施設の状況等の地域の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画を作成することができるよう、留意事項等を助言
- ・計画作成に要する経費について特別交付税措置 措置率 1／2

3. 計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置

- ・計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く）の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法を改正）
- ・特例期間 平成26年度以後の当分の間
- ・地方債の充当率 75%（資金手当）
- ・地方債計画計上額 300億円（一般単独事業（一般）の内数）

※ なお、公営企業については、水道施設等に限定されていた施設処分に要する経費の財源に充てるための企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げる（地方債計画計上額 120億円（公営企業債各事業の内数の計））

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

(単位：億円)

区分		平成26年度	平成25年度
歳 入 合 計	①	833,607	819,154
地 方 税	②	350,127	340,175
地 方 譲 与 税	③	27,564	23,470
地 方 特 例 交 付 金	④	1,192	1,255
地 方 交 付 税	⑤	168,855	170,624
地 方 債	⑥	105,570	111,517
うち 臨 時 財 政 対 策 債	⑦	55,952	62,132
全 一 国 防 災 事 業 分	⑧	▲ 113	▲ 130
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧	603,577	597,526
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧}{①}$	65.7%	65.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	12.7%	13.6%

(参考)

- 地方の借入金残高 199.8兆円（平成26年度末見込み）
(東日本大震災分を含む) ※ 201.0兆円（平成25年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 33.1兆円（平成26年度末）
※ 33.3兆円（平成25年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

区分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	350,127	340,175	9,952	2.9
	地方譲与税	27,564	23,470	4,094	17.4
	地方特例交付金	1,192	1,255	△ 63	△ 5.0
	地方交付税	168,855	170,624	△ 1,769	△ 1.0
	国庫支出金	124,491	118,503	5,988	5.1
	地方政府債	105,570	111,517	△ 5,947	△ 5.3
	うち臨時財政対策債	55,952	62,132	△ 6,180	△ 9.9
	うち財源対策債	7,800	8,000	△ 200	△ 2.5
	使用料及び手数料	15,862	13,888	1,974	14.2
	雑収入	40,059	39,852	207	0.5
全国防災事業一般財源充当分		△ 113	△ 130	17	△ 13.1
計		833,607	819,154	14,453	1.8
一般財源 (水準超経費を除く)	603,577	597,526	6,051	1.0	
	594,277	590,026	4,251	0.7	
歳出	給与関係経費	203,414	197,479	5,935	3.0
	退職手当以外	184,803	177,892	6,911	3.9
	退職手当	18,611	19,587	△ 976	△ 5.0
	一般行政経費	332,194	318,257	13,937	4.4
	補助	173,976	163,919	10,057	6.1
	単独※	139,536	139,993	△ 457	△ 0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,182	14,345	837	5.8
	地域の元気創造事業費	3,500	-	3,500	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	14,950	△ 3,000	△ 20.1
	公債費	130,745	131,078	△ 333	△ 0.3
	維持補修費	10,357	9,889	468	4.7
	投資的経費	110,035	106,698	3,337	3.1
	直轄・補助	57,756	56,668	1,088	1.9
	単独	52,279	50,030	2,249	4.5
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	-	5,000	皆増
	給与の臨時特例対応分	-	7,550	△ 7,550	皆減
	緊急防災・減災事業費	-	4,550	△ 4,550	皆減
	地域の元気づくり事業費	-	3,000	△ 3,000	皆減
	公営企業繰出金	25,612	25,753	△ 141	△ 0.5
	企業債償還費普通会計負担分	16,132	16,376	△ 244	△ 1.5
	その他の	9,480	9,377	103	1.1
	不交付団体水準超経費	9,300	7,500	1,800	24.0
計		833,607	819,154	14,453	1.8
(水準超経費除く)		824,307	811,654	12,653	1.6
地方一般歳出		677,430	664,200	13,230	2.0

※ 地方税等の減収分(震災関連)見合い歳出分919億円を控除した額である。

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1)復旧・復興事業

		区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税			5,723	6,198	△ 475	△ 7.7
	国庫支出金			13,353	16,895	△ 3,542	△ 21.0
	地方債			455	233	222	95.3
	雑収入			86	21	65	309.5
計				19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0
歳出	給与関係経費			117	121	△ 4	△ 3.3
	一般行政経費			5,350	6,829	△ 1,479	△ 21.7
	補助			3,779	5,283	△ 1,504	△ 28.5
	単独			1,571	1,546	25	1.6
	公債費			85	18	67	372.2
	投資的経費			13,905	16,255	△ 2,350	△ 14.5
	直轄・補助			13,525	15,745	△ 2,220	△ 14.1
	単独			380	510	△ 130	△ 25.5
公営企業繰出金				160	124	36	29.0
計				19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0

(2)全国防災事業

		区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税			679	123	556	452.0
	一般財源充当分			113	130	△ 17	△ 13.1
	国庫支出金			736	800	△ 64	△ 8.0
	地方債			983	973	10	1.0
歳出	雑収入			10	5	5	100.0
	計			2,521	2,031	490	24.1
歳出	公債費			802	258	544	210.9
	投資的経費			1,719	1,773	△ 54	△ 3.0
	直轄・補助			1,719	1,773	△ 54	△ 3.0
	計			2,521	2,031	490	24.1

(参考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

		(単位: 億円、%)			
区分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	350,806	340,298	10,508	3.1
	地方譲与税	27,564	23,470	4,094	17.4
	地方特例交付金	1,192	1,255	△ 63	△ 5.0
	地方交付税	174,578	176,822	△ 2,244	△ 1.3
	震災復興特別交付税以外	168,855	170,624	△ 1,769	△ 1.0
	震災復興特別交付税	5,723	6,198	△ 475	△ 7.7
	国庫支出金	138,580	136,198	2,382	1.7
	地方債	107,008	112,723	△ 5,715	△ 5.1
	うち臨時財政対策債	55,952	62,132	△ 6,180	△ 9.9
	うち財源対策債	7,800	8,000	△ 200	△ 2.5
歳出	使用料及び手数料	15,862	13,888	1,974	14.2
	雑収入	40,155	39,878	277	0.7
	計	855,745	844,532	11,213	1.3
	一般財源	610,092	603,977	6,115	1.0
歳差	給与関係経費	203,531	197,600	5,931	3.0
	退職手当以外	184,920	178,013	6,907	3.9
	退職手当	18,611	19,587	△ 976	△ 5.0
	一般行政経費	337,544	325,086	12,458	3.8
	補助	177,755	169,202	8,553	5.1
	単独	141,107	141,539	△ 432	△ 0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,182	14,345	837	5.8
	地域の元気創造事業費	3,500	-	3,500	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	14,950	△ 3,000	△ 20.1
	公債費	131,632	131,354	278	0.2
	維持補修費	10,357	9,889	468	4.7
	投資的経費	125,659	124,726	933	0.7
	直轄・補助	73,000	74,186	△ 1,186	△ 1.6
	単独	52,659	50,540	2,119	4.2
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	-	5,000	皆増
	給与の臨時特例対応分	-	7,550	△ 7,550	皆減
	緊急防災・減災事業費	-	4,550	△ 4,550	皆減
	地域の元気づくり事業費	-	3,000	△ 3,000	皆減
	公営企業繰出金	25,772	25,877	△ 105	△ 0.4
	企業債償還費普通会計負担分	16,132	16,376	△ 244	△ 1.5
	その他	9,640	9,501	139	1.5
	不交付団体水準超経費	9,300	7,500	1,800	24.0
計		855,745	844,532	11,213	1.3
地方一般歳出		698,681	689,302	9,379	1.4

第2部 社会保障

第1章 地方財政と社会保障のかかわりについて

水野 敦志（総務省自治財政局調整課理事官）

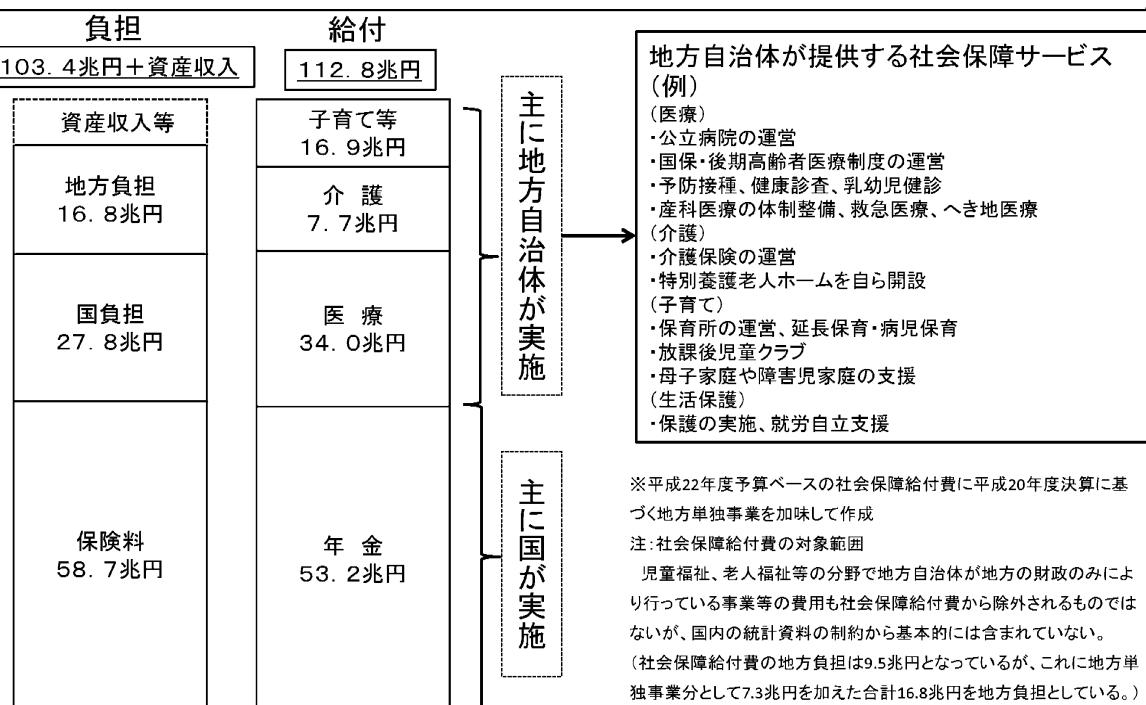
井上 靖朗（総務省自治財政局交付税課課長補佐）

地方財政と社会保障のかかわり について

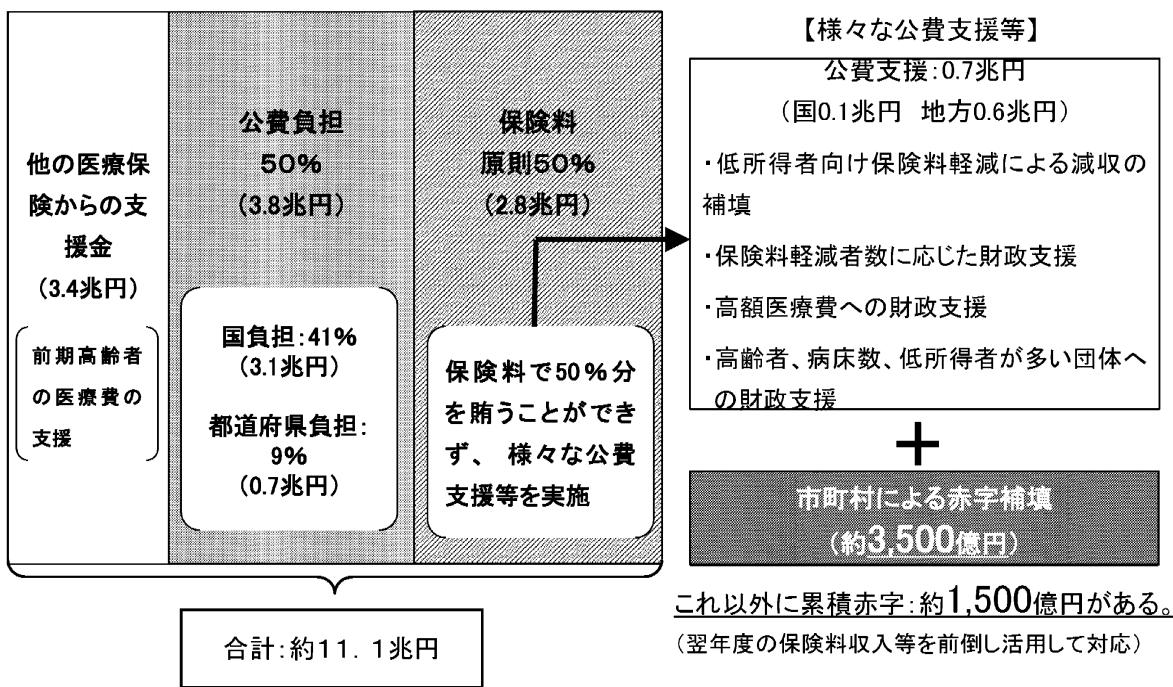
社会保障サービスの給付と負担の全体像と実施体制

平成23年5月23日集中検討会議
総務省提出資料（抜粋）

- 年金を除く医療、介護、子育て等の社会保障サービスのほとんどは地方自治体が担っている。
- 社会保障サービスには国直轄、国補助事業、地方単独事業があるが、国民の視点から見れば一體的に提供されており、給付と負担を検討するにあたっては、全体を把握し、提示。

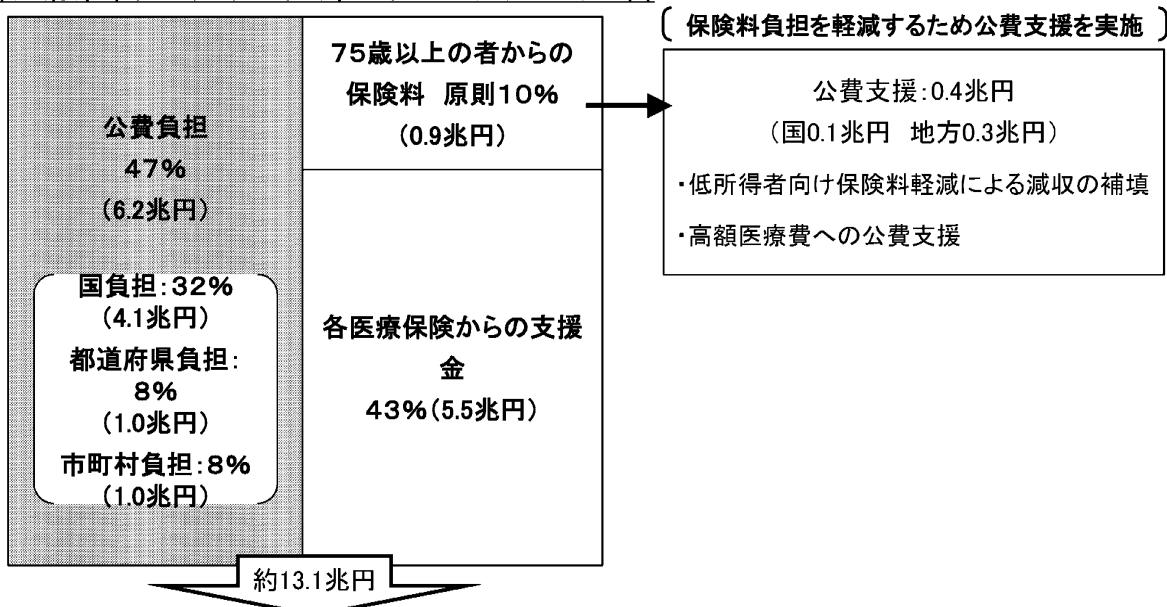


市町村国民健康保険の基本的な仕組み



後期高齢者医療制度(H20.4~)の基本的な仕組み

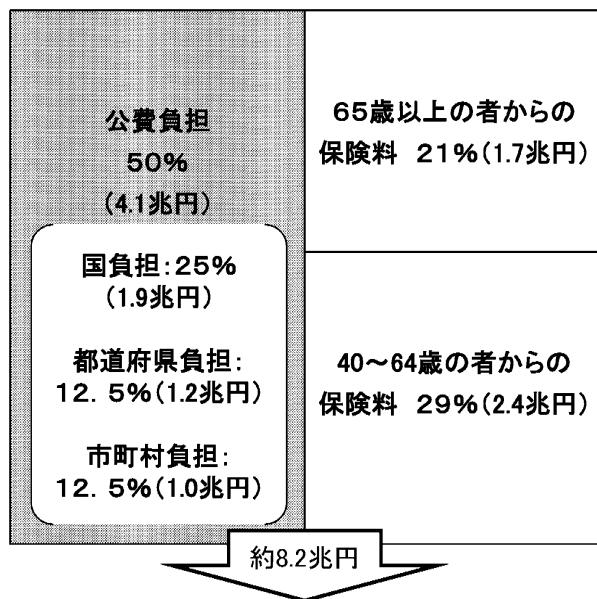
都道府県単位の広域連合(市町村が加入)により運営



保険からの給付と患者の自己負担により医療費を賄う ※H24予算に基づき作成。端数調整の関係で合計が一致しない。

介護保険の基本的な仕組み

市町村が運営

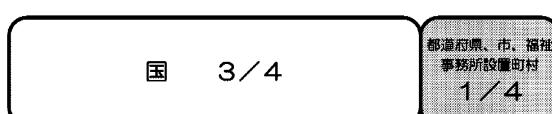


保険からの給付と利用者の自己負担により介護費用を賄う

※ 公費負担は居宅介護の場合。施設介護の場合は、国:20%、都道府県17.5%、市町村:12.5%。

その他の主な社会保障制度の財源負担のイメージ

◎ 生活保護（生活保護法において地方負担を規定）

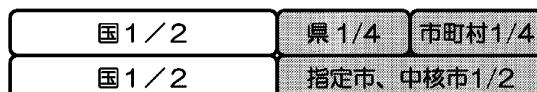


※ケースワーカーの手当については地方が100%負担

◎ 障害者自立支援（障害者自立支援法において地方負担を規定）



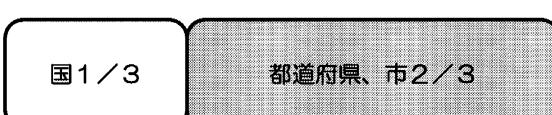
◎ 保育所運営費（児童福祉法において地方負担を規定）
〔私立分〕



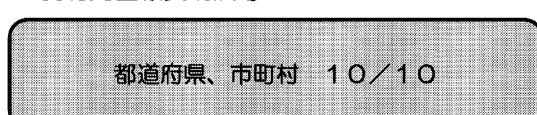
〔公立分〕

市町村 10/10

◎ 児童扶養手当（児童扶養手当法において地方負担を規定）



◎ 予防接種（定期）（予防接種法で地方負担を規定）
乳幼児医療費助成等



地方財政計画・地方交付税における社会保障関係経費

	地方財政計画		地方交付税(普通交付税)	
	項目	H25計上額	費目[測定単位]	補正係数
市町村国民健康保険	一般行政経費 (補助、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費)	①(補助) 973億円 ②(補助) 796億円 ③(国保等) 4,201億円 ④(国保等) 6,808億円 ⑤(国保等) 1,000億円	(保健)衛生費 [人口]	①保険料軽減者数 ②被保険者数 ③保険料軽減者(世帯)数 ④前々年度の療養給付費負担金 ⑤保険料軽減者数、病床数、高齢被保険者数
後期高齢者医療制度	一般行政経費 (補助、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費)	(補助) 22,583億円 (地方負担のみ) (国保等) 2,336億円 (保険料軽減分)	高齢者保健福祉費 [75歳以上人口]	なし
介護保険	一般行政経費(補助)	23,668億円 (地方負担のみ)	高齢者保健福祉費 [65歳以上人口]	サービス受給者(居宅介護等、施設介護)
生活保護	一般行政経費(補助)	38,126億円	生活保護費[町村部人口、市町部人口]	被生活保護者数(扶助区分別、種地毎の単価差を反映)
障害者自立支援	一般行政経費(補助)	21,398億円	社会福祉費[人口]	サービス利用者数(居住系、日中活動系、訪問系)
児童扶養手当	一般行政経費(補助)	5,315億円	社会福祉費[人口]	受給者数
保育所運営費	一般行政経費(補助、単独)	公立(単独) 139,993億円 私立(補助) 11,764億円 (児童養護施設等を含む)	社会福祉費[人口]	入所人員数及び公費負担額(支弁額と徴収額の差額)
予防接種	一般行政経費(単独)	139,993億円の内数	(保健)衛生費 [人口]	なし

市町村国民健康保険の内訳: ①保険基盤安定制度(保険者支援分)、②高額医療費共同事業、③保険基盤安定制度(保険料軽減分)、
④都道府県調整交付金、⑤国保財政安定化支援事業

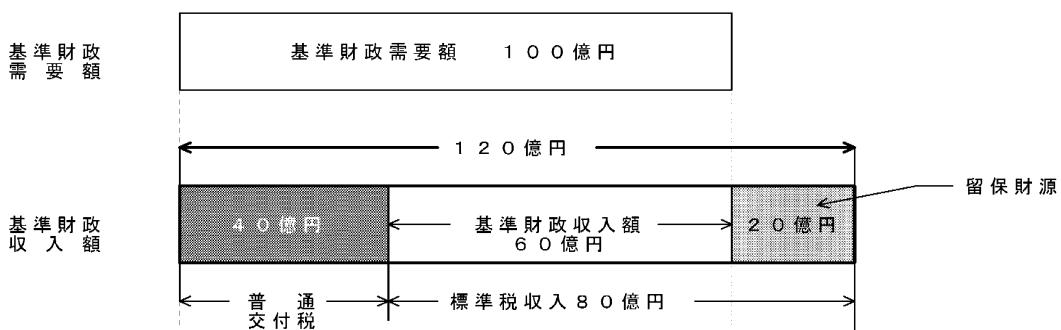
平成25年度地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

						(単位: 億円、%)					
区 分		平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)	区 分		平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地方 税	340,175	336,569	3,606	1.1	歳 出	給 与 関 係 経 費	197,479	209,760	△ 12,281	△ 5.9
	地 方 譲 与 税	23,470	22,615	855	3.8		退 職 手 当 以 外	177,892	188,247	△ 10,355	△ 5.5
	地 方 特 例 交 付 金	1,255	1,275	△ 20	△ 1.6		退 職 手 当	19,587	21,513	△ 1,926	△ 9.0
	地 方 交 付 税	170,624	174,545	△ 3,921	△ 2.2		一 般 行 政 経 費	318,257	311,406	6,851	2.2
	国 庫 支 出 金	118,503	117,604	899	0.8		補 助	163,919	158,820	5,099	3.2
	地 方 債 金	111,517	111,654	△ 137	△ 0.1		单 独 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	139,993	138,095	1,898	1.4
	うち臨時財政対策債	62,132	61,333	799	1.3		14,345	14,491	△ 146	△ 1.0	
	うち財源対策債	8,000	8,200	△ 200	△ 2.4		地 域 経済基盤強化・雇用等対策費	14,950	14,950	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	13,888	14,037	△ 149	△ 1.1		公 債 費	131,078	130,790	288	0.2
	雜 収 入	39,852	40,444	△ 592	△ 1.5		維 持 補 修 費	9,889	9,667	222	2.3
全国防災事業一般財源充当分※		1	△ 130	△ 96	△ 34		投 資 的 経 費	106,698	108,984	△ 2,286	△ 2.1
計		819,154	818,647	507	0.1		直 輄 ・ 補 助	56,668	57,354	△ 686	△ 1.2
一 般 財 源		597,526	596,241	1,285	0.2		單 独	50,030	51,630	△ 1,600	△ 3.1
(水準超経費を除く)		590,026	589,741	285	0.0		給 与 の 臨 時 特 例 対 応 分	7,550	-	7,550	皆増
							緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	4,550	-	4,550	皆増
							地 域 の 元 気 づ く り 事 業 費	3,000	-	3,000	皆増
							公 営 企 業 繼 出 金	25,753	26,590	△ 837	△ 3.1
							企 業 債 債 還 費 普 通 会 計 負 担 分	16,376	16,824	△ 448	△ 2.7
							そ の 他	9,377	9,766	△ 389	△ 4.0
							不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	7,500	6,500	1,000	15.4
							計	819,154	818,647	507	0.1
							(水準超経費除く)	811,654	812,147	△ 493	△ 0.1
							地 方 一 般 歳 出	664,200	664,533	△ 333	△ 0.1

普通交付税の算定方法

普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入(基準財政収入額)を超える団体に対して交付。

- 基準財政需要額=各項目における単価 × 測定単位 × 補正係数
(単位費用)
- 基準財政収入額=標準的な地方税収入見込額 × 75%(譲与税については100%)
- 算定例



単位費用一覧 (平成25年度)

1 道府県分
(1)個別算定経費

区分		単位費用 (円)
一	警察	警察職員数
二	1 道路橋りょう費	道路の面積
土木費	2 河川費	道路の延長
3 港湾費	港 渔	係留施設の延長
	外郭施設の延長	27,700
	漁	6,090
	外郭施設の延長	10,900
	漁	5,930
4 その他の土木費	人 口	1,500
三 教育費	1 小学校費	教職員数
	2 中学校費	教職員数
	3 高等学校費	教職員数
	4 特別支援学校費	教職員数
	5 その他の教育費	学級数
四 厚生労働費	人 口	1,760
	1 生活保護費	町村単人口
	2 社会福祉費	人 口
	3 衛生費	人 口
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口
	5 労働費	75歳以上人口
五 地域経済費	1 農業行政費	農家数
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積
	3 水産行政費	水産業者数
	4 商工行政費	人 口
六 財務	1 徴税費	世帯数
	2 慷給費	恩給受給者数
	3 地域振興費	人 口
七 地域経済・雇用対策費	人 口	2,630
八 地域の元気づくり推進費	人 口	528

2 市町村分
(1)個別算定経費

区分		単位費用 (円)
一 防衛費	人 口	10,800
二 港湾費	道路の面積	79,100
	道路の延長	204,000
木 費	港 渔	係留船隻の延長
	漁	外郭施設の延長
	漁	係留船隻の延長
	漁	外郭施設の延長
3 都市計画費	都市計画区域における人口	988
4 公園費	人 口	544
	都市公園の面積	37,700
5 下水道費	人 口	94
	6 その他の土木費	人 口
三 教育費	児童数	1,780
	学級数	44,300
	学校数	898,000
	生徒数	9,536,000
	学級数	41,900
	学校数	1,119,000
	教職員数	9,882,000
3 高等学校費	教職員数	6,701,000
4 その他の教育費	生徒数	80,800
	人 口	5,050
4 幼稚園の幼児数	人 口	339,000
四 厚生労働費	市部 人口	9,130
	2 社会福祉費	人 口
	3 保健衛生費	人 口
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口
	5 清掃費	75歳以上人口
	6 農業行政費	農家数
	7 林野水産行政費	林業及び水産業の従事者数
	8 商工行政費	人 口
五 産業経済費	1 徴税費	1,450
	2 戸籍住民基本台帳料	人 口
	3 地域振興費	面 積
六 総務	4 地域経済・雇用対策費	人 口
	5 地域の元気づくり推進費	面 積
	6 地域の元気づくり推進費	人 口

(2)包括算定経費

区分		平成25年度 単位費用 (円)
人 口		11,620
面 積		1,307,000

区分		平成25年度 単位費用 (円)
人 口		21,320
面 積		2,585,000

第2章　社会保障制度改革について

水野 敦志（務省自治財政局調整課理事官）

社会保障制度改革について

社会保障制度改革国民会議について

- 社会保障制度改革国民会議（国民会議）は、社会保障制度改革推進法（改革推進法）に基づき、設置（設置期限：平成25年8月21日）。
- 改革推進法に規定された「基本的な考え方」、社会保障4分野（年金、医療、介護、少子化対策）に係る「改革の基本方針」及び3党実務者協議でとりまとめた「検討項目」に基づき、審議。
- 政府は、法律の施行後1年以内（平成25年8月21日まで）に、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講ずることとなっている。（改革推進法第4条）

【国民会議の委員】

(会長) 清家 篤	慶應義塾長	神野 直彦	東京大学名誉教授
(会長代理) 遠藤 久夫	学習院大学経済学部長	永井 良三	自治医科大学学長
伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授	西沢 和彦	日本総合研究所調査部上席主任研究員
大島 伸一	国立長寿医療研究センター総長	増田 寛也	野村総合研究所顧問
大日向雅美	恵泉女学園大学大学院 平和学研究科教授	宮武 剛	目白大学大学院生涯福祉研究科客員教授
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授	宮本 太郎	中央大学法学部教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
榎原 智子	読売新聞東京本社編集局 社会保障部次長		

○社会保障制度改革推進法（「基本的な考え方」部分抜粋）

（基本的な考え方）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時にい、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとすること。

○社会保障制度改革推進法（基本方針部分抜粋）

第2章 社会保障制度改革の基本方針

（公的年金制度）

第5条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 二 年金記録の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

（医療保険制度）

第6条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。
- 二 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。
- 三 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。
- 四 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

（介護保険制度）

第7条 政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

（少子化対策）

第8条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を維持させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う苦しみを実感できる社会を実現するため、待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育所における保育が行われていないものをいう。）に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

平成24年11月16日 民主党・自由民主党・公明党 三党実務者協議

検討項目

○ 医療の改革

- ① 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保
- ② 医療保険制度について、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を実施
- ③ 医療の在り方について、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備
- ④ 今後の高齢者医療制度にかかる改革

○ 介護の改革

介護保険の保険給付の対象となる介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保

○ 年金の改革

- ① 今後の公的年金制度にかかる改革
- ② 現行年金制度の改善
(低年金・無年金者対策、厚生年金の適用拡大、被用者年金一元化等)

○ 少子化対策

社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施

国民会議の開催状況①

第1回（平成24年11月30日）

第2回（12月7日）

・社会保障4分野のこれまでの取組状況と今後の課題について意見交換

第3回（平成25年1月21日）（安倍政権発足後初会合、安倍総理ご出席）

第4回（2月19日）・ヒアリング及び意見交換（経団連、経済同友会、日商、連合）

第5回（2月28日）・ヒアリング及び意見交換（全国知事会、全国市長会、全国町村会、財政審）

第6回（3月13日）

・「基本的な考え方」の整理に向けた議論、これまでの議論の積み重ね等の共有（医療・介護シミュレーション等）

第7回（3月27日）【医療・介護①】

・関係者を交えての議論（歯科医師会、薬剤師会、看護協会、四病院協、老施協、民間介護事業推進委員会）

第8回（4月4日）【医療・介護②】

・関係者を交えての議論（健保連、協会けんぽ、国保中央会、後期高齢者医療広域連合協議会）

第9回（4月19日）【医療・介護中心の集中討議③】

・委員プレゼンテーション等、関係者を交えての議論（日本医師会）・懇談会

第10回（4月22日）【医療・介護④】・これまでの議論の整理（医療・介護分野）

国民会議の開催状況②

第11回（5月9日）【少子化対策①】・委員からのプレゼンテーション等

第12回（5月17日）【少子化対策②、年金①】

・これまでの議論の整理（少子化対策）、委員からのプレゼンテーション等（年金）

第13回（6月3日）【年金②】・これまでの議論の整理

第14回（6月10日）【2巡目の議論①（医療・介護）】

第15回（6月13日）【2巡目の議論②（医療・介護・年金）】

第16回（6月24日）【2巡目の議論③（少子化対策・年金等）】

第17回（7月12日）【報告書のとりまとめに向けた議論】

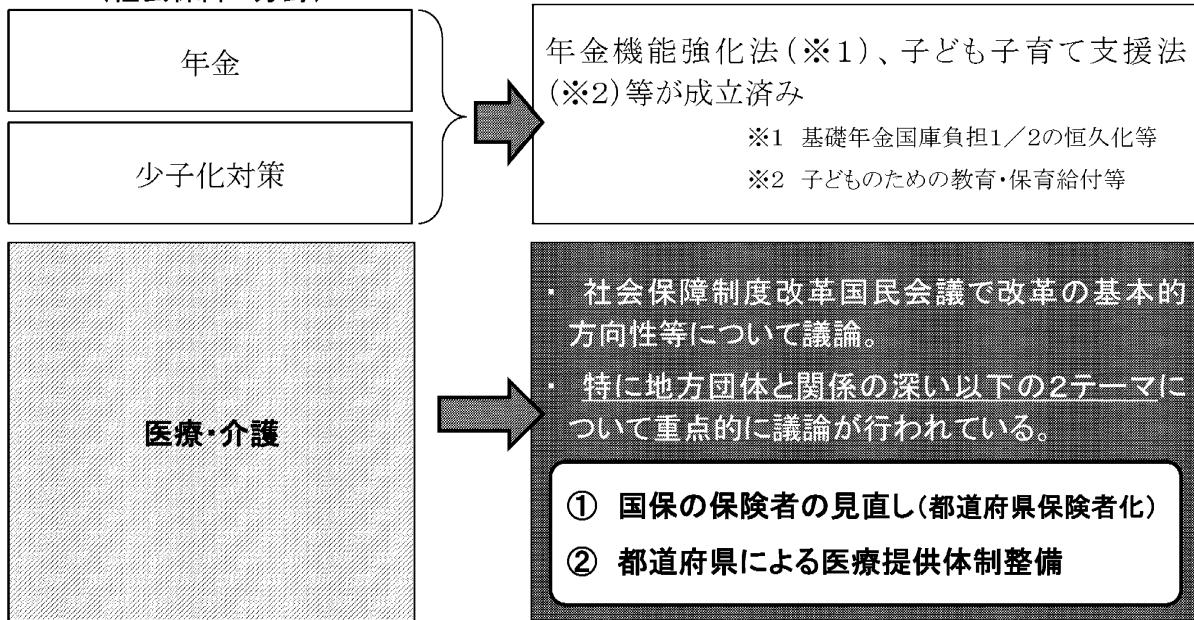
第18回（7月29日）【報告書のとりまとめに向けた議論（総論）】

第19回（8月2日）【報告書のとりまとめに向けた議論（各論）】

第20回（8月5日）【報告書のとりまとめに向けた議論】

社会保障制度改革に関する議論のポイント

【国民会議の検討項目】 (社会保障4分野)



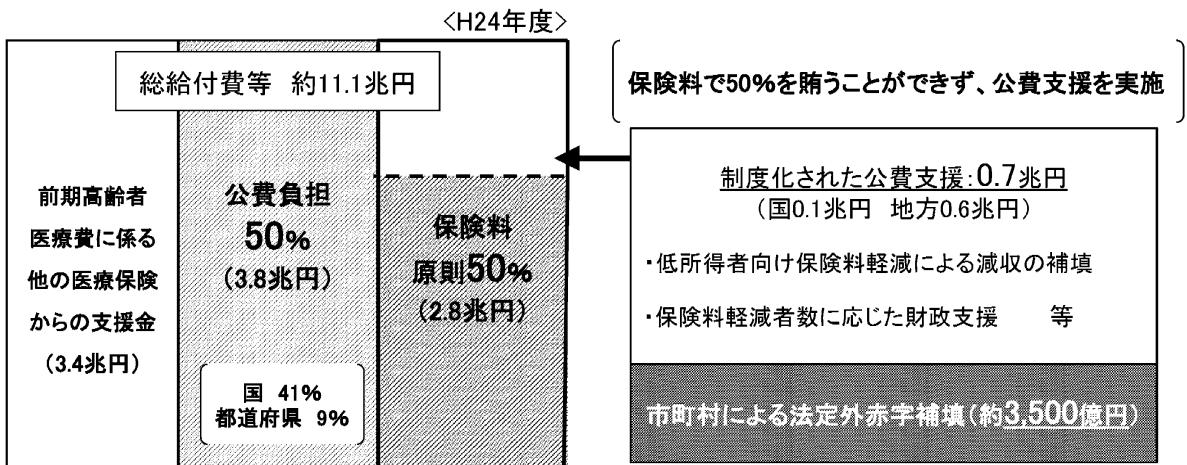
市町村国民健康保険の基本的な仕組み

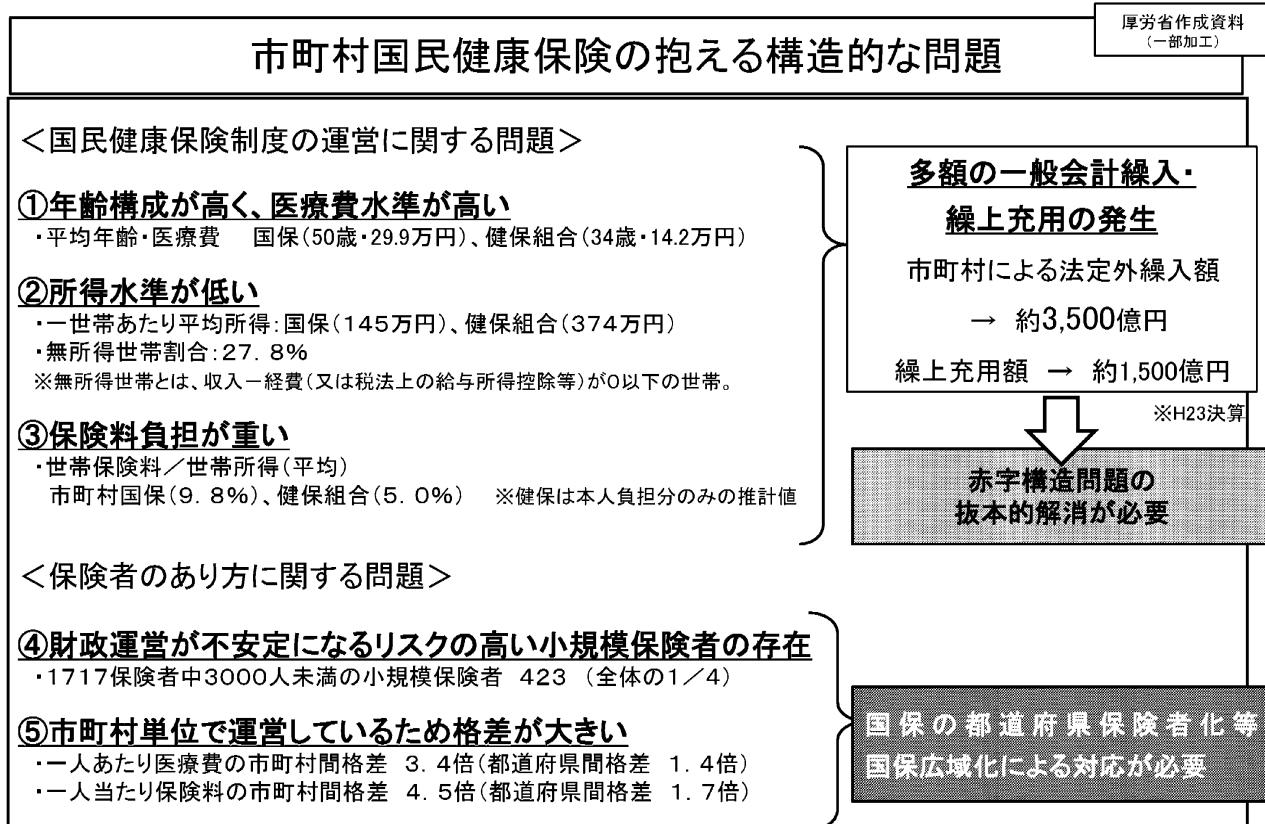
- ・市町村国民健康保険の保険者数は1,717団体、加入者数は3,520万人。
- ・加入世帯主の職業別構成割合は以下のとおり。

75歳未満の年金生活者、失業者等の無職者 … 42.6%

一定の非正規雇用者等の被用者 … 35.8%

農林水産業・自営業 … 17.3%





医療提供体制整備に関する都道府県の役割

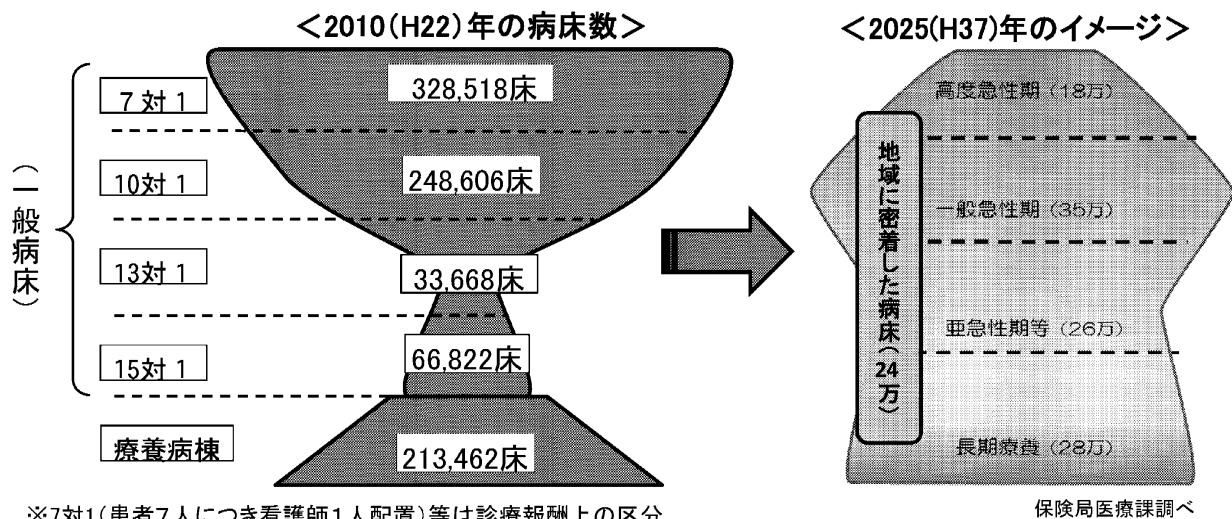
都道府県は、地域の保健医療政策に大きな責任を担っている。

【地域医療に関する都道府県の主な業務】

- ① 医療計画の策定
(医療法)
 - ・一般病床、療養病床等種類別の基準病床数の設定
 - ・救急医療等政策医療の確保に関する事項
 - ・生活習慣病の予防等に関する事項 等]
- ② 医療費適正化計画の策定
(高齢者医療法)
 - ・平均在院日数、特定健診の実施率等の目標の設定
 - ・目標達成のための取り組みに関する事項 等]
- ③ 健康増進計画の策定
(健康増進法)
 - ・喫煙者の割合、運動習慣のある者の割合等の目標の設定
 - ・目標達成のための取り組みに関する事項 等]
- ④ 国が定める人員・施設基準に基づく医療機関の監督 (医療法)

医療提供体制整備に関する課題

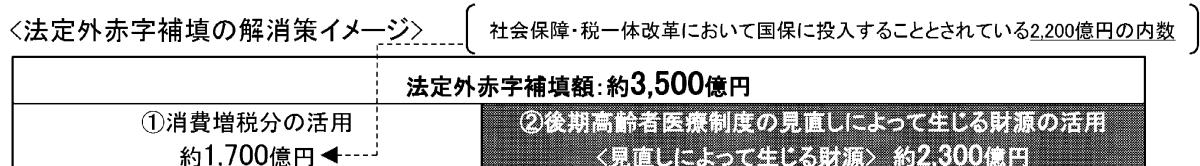
- ・現在、病床は、診療報酬が高い看護体制の手厚いものに極端に偏った状況。
- ・効率的な医療サービス提供に必要な将来の病床数のあり方と異なっており、病床の再編等が課題。



社会保障制度改革の主な課題に関する地方の基本的考え方

① 国保の保険者を見直し

- (1) 国保の保険者のあり方を見直すことについては、国保の財政上の構造問題の解決等が前提であること。また、都道府県と市町村の適切な役割分担が必要であること。
- (2) 後期高齢者支援金の全面総報酬割導入に伴い生じる国費については、国保に優先的に投入すること。



※一方、厚労省は、約2,300億円の財源について、協会けんぽへの支援等にも活用すべきと主張。

② 都道府県による医療提供体制整備

- ・ 望ましい医療提供体制の実現に向けた具体的方策等を明らかにすること。

③ 地方の協力等

- ・ 社会保障制度改革については、企画立案段階からの国と地方の協力等が不可欠。

(参考)H25.6.5 国と地方の協議 地方六団体提出資料(抜粋)

- ・ 国民健康保険については、財政基盤の強化策として社会保障・税一体改革時に2,200億円の公費を投入することとされており、まずはこれを確實に実施することが必要であるが、国保の構造的な問題を解決するためには不十分である。
- ・ 現在、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入することに伴い不要となる2,300億円の国費を国保に優先的に投入するという議論がなされているが、当面の国保の赤字解消を図るため、国の責任において早急に実施するべきである。
- ・ 今後も増嵩が見込まれる保険給付費に対して、医療費適正化の推進、安定した財源確保など国保財政安定化のための措置をさらに講ずるとともに、国保の抱える課題が早期に解決されるよう地方との十分な協議を求めたい。
- ・ また、国民会議では、国保の保険者を都道府県とすべきとの議論がなされているが、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することとした上で、国保の保険者のあり方について議論すべきである。

(参考)地方の意見を踏まえた医療改革を求める決議

(H25.7.8 全国知事会議)

現在、社会保障制度改革国民会議において、社会保障4分野(年金、医療、介護、少子化対策)に係る改革の議論が進められており、医療の分野に関しては、国保の保険者を都道府県とすることや後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により不要となる国費を国保に優先的に投入すること、それに併せ、2025年にあるべき医療の姿に向けて都道府県の役割を拡大し、地域医療提供体制を整備する等について議論が行われている。

都道府県としては、国保について、構造的な問題が解決され持続可能な制度が構築されるならば、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟であり、また、今後とも、医療計画をはじめ医療費適正化計画、健康増進計画の作成・推進等を通じて地域の保健医療政策において役割と責任を果たしていく考えである。

社会保障制度の改革に当たっては、住民と直接向き合う地方はまさに社会保障の運営責任者であり、企画立案の段階から国と地方の緊密な連携・協力が不可欠であるが、これまで地方と十分な協議が行われたとは言い難い。

政府は、本年8月21日までに、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講ずることとなっているが、地方の意見を踏まえない拙速な改革は断じて認めることはできない。医療改革の具体化に当たっては、国と地方の協議の場分科会等において真摯に議論し、地方の了解の上で進めることを、全国知事会として強く要請するものである。

(参考)社会保障制度の充実強化に関する決議(H25.6.5 全国市長会決議抜粋)

2 国民健康保険制度について

(1) 社会保障制度改革国民会議においては、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とする方向で検討していくこととしている。国民会議の方向性を尊重し、国保の構造的问题の解決や財政基盤の強化を図り、持続可能な制度として、施行時期を明確にしたうえで、早急に都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行うこと。

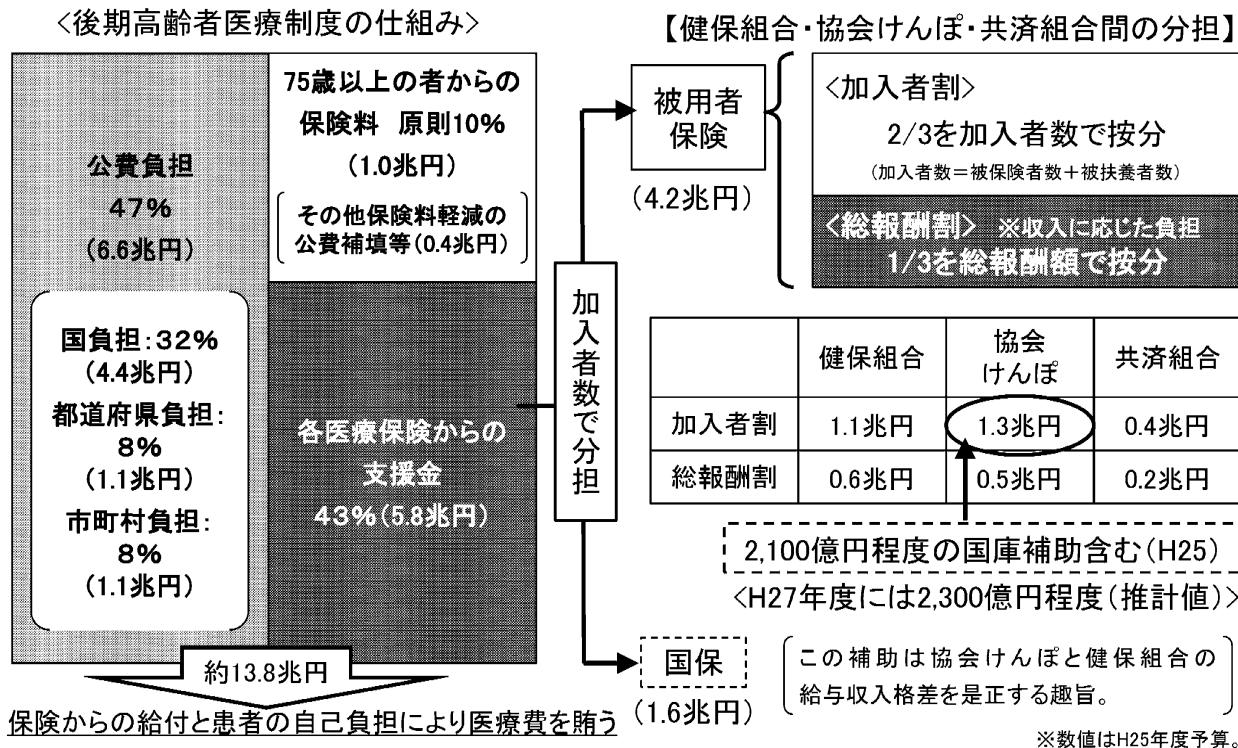
あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 国保は、被用者保険からの退職者等、前期高齢者の大半を受け入れているため、財政的な構造問題を多く抱えている。その解決に向けて、社会保障制度改革国民会議において提案されている後期高齢者支援金への総報酬割の拡大等、新たな制度の見直しによって生じる財源については、国保への支援対策として活用すべきであること。

(参考)国民健康保険に関する要請(H25.6.14 全国町村会決議抜粋)

- ・ 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のために上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。
- ・ 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。
- ・ 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
- ・ その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。
- ・ 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。
- ・ 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。

後期高齢者医療制度の支援金の総報酬割について



(参考)後期高齢者医療制度の支援金の完全総報酬割による影響

【支援金に係る現行の仕組み】(H22から3カ年特例で導入、H25・26まで延長。)

	健保組合	協会けんぽ	共済組合
加入者割 2/3	11,100億円	国費 2,100億円 程度	12,800億円
	6,100億円	5,300億円	3,500億円
合計: 17,200億円		合計: 18,100億円	合計: 5,700億円
	健保組合	協会けんぽ	共済組合
総報酬割 1/3	18,500億円	16,000億円	6,500億円
	現行比:+1,300億円	現行比:▲2,100億円	現行比:+800億円

※数値はH25年度予算。

社会保障制度改革の進め方

■社会保障制度改革推進法

(改革の実施及び目標時期)

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内(※1)に、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果(※2)等を踏まえて講ずる(※3)ものとする。

※1 平成25年8月21日

※2 平成25年8月6日に国民会議報告書は対外公表済み

※3 平成25年8月21日に法制上の措置の骨子を閣議決定

・秋の臨時国会 「法制上の措置」の骨子に基づく社会保障制度改革に関するプログラム法案の国会提出

・H26通常国会以降 医療法等の個別法の改正案等を順次国会提出

報告書のポイント①

I 社会保障制度改革の全体像

II 社会保障4分野の改革

1. 少子化対策分野の改革

- 少子化対策の意義と推進の必要性
- 子ども・子育て支援新制度等に基づいた施策の着実な実施と更なる課題
- 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

2. 医療・介護分野の改革

- 改革が求められる背景と社会保障制度改革国民会議の使命
- 医療・介護サービスの提供体制改革
- 医療保険制度改革
- 介護保険制度改革

3. 年金分野の改革

- 社会保障・税一体改革までの道のりと到達点、残された課題
- 年金制度体系に関する議論の整理
- 長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能(防貧機能)を強化する改革に向けて
- 世代間の連帯に向けて

この項のポイントは次ページ
以降のとおり。

※前述の「社会保障制度改革の
主な課題に関する地方の基本的
考え方」に沿って整理

報告書のポイント②

【地方の基本的考え方】①国保の保険者の見直し等 一(1)

国保の保険者のあり方を見直すことについては、国保の財政上の構造問題の解決等が前提であること。
また、都道府県と市町村の適切な役割分担が必要であること。

<報告書の記述(概要)>

- ・ 国民皆保険制度の最終的な支え手(ラストリゾート)である国保の財政基盤の安定化が優先課題。
- ・ 国民皆保険制度を守るためには、国保の赤字の要因や運営上の課題を、現場の実態を踏まえつつ分析した上で、国保の財政的な構造問題や小規模保険者問題等保険者のあり方に関する課題の解決が必要。
- ・ このためには、国保の保険者(財政運営の責任主体)の都道府県への移行が必要であり、その前提条件として、国保の財政的な構造問題の解決が図られることが必要。
- ・ ただし、国保の運営に関する業務について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収等については市町村が担うなど都道府県と市町村が適切に役割分担するとともに、保険料収納等への市町村のインセンティブを損なわない仕組みとすべき。
- ・ 知事が、「構造的な問題が解決され持続可能な制度が構築されるならば、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟」と表明。時機を逸することなく国保の保険者の都道府県移行の道筋をつけることこそが国民会議の責務。

報告書のポイント③

【地方の基本的考え方】①国保の保険者の見直し等 一(2)

後期高齢者支援金の全面総報酬割導入に伴い生じる国費については、国保に優先的に投入すること。

<報告書の記述(概要)>

- ・ 後期高齢者支援金については、平成27年度から、全面総報酬割を導入すべき。
- ・ 国保の財政上の構造的問題の解決のための財源については、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生ずる財源をも考慮に入れるべき。
- ・ 全面総報酬割導入により生ずる財源は今般の社会保障制度改革の財源として活用すべき。この財源面での貢献は、国保の保険者の都道府県への円滑な移行を実現するために不可欠。

(参考)国保の保険者、運営等のあり方に関するその他の主な報告書記載事項

- ・ 地域における医療提供体制に係る責任主体と国保の給付責任主体を都道府県が一体的に担うことを射程に入れて実務的検討を進め、都道府県が地域医療提供水準と保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討可能な体制を実現。
- ・ 財政基盤の強化に必要な公費投入だけでなく、保険料の適正化など国保自身の努力によって、国保が将来にわたって持続可能となるような仕組みについても検討。国保の運営について、都道府県・市町村・被用者保険の関係者が協議する仕組みの構築も必要。

報告書のポイント④

【地方の基本的考え方】②都道府県による医療提供体制整備
望ましい医療提供体制の実現に向けた具体的方策等を明らかにすること。

<報告書の記述(概要)>

- ・ 医療提供体制改革として、まずは、医療機能に係る情報の都道府県への報告制度を導入すべき。
- ・ 報告内容を踏まえ、地域における医療機能毎の医療の必要量を示す地域医療ビジョンを都道府県が策定することが必要。
- ・ 地域医療ビジョンの実現が実効的な手法によって裏付けられることが必須。その際には、医師の偏在是正等も視野に入れることが必要。
- ・ さらに、都道府県がこれまで以上に地域医療提供体制に係る責任を積極的かつ主体的に果たすことができるよう、都道府県の権限・役割の拡大を具体的に検討すべき。
- ・ 医療等の提供体制改革の推進に必要な財源は消費税增收分の活用を検討すべき。その際には、診療報酬とは別の財政支援の手法を診療報酬と組み合わせて、改革の実現を進めていくことが必要。
- ・ この財政支援は、病院等の施設・設備整備に限らず、医療従事者の確保等も対象とする柔軟なものとする必要がある。

報告書のポイント⑤

【地方の基本的考え方】③地方の協力等
社会保障制度改革については、企画立案段階からの国と地方の協力等が不可欠。
(国保改革等の具体化に当たっては、地方と議論し、地方の了解の上で進めること。)

<報告書の記述(概要)>

- ・ 今般の社会保障制度改革については、各地域における社会保障の運営責任者である地方の理解が得られるような改革とし、国と地方が対等な立場で協力する関係を築くことが重要。
- ・ 国保の保険者の都道府県移行の具体的なあり方については、国と地方団体との十分な協議が必要。
- ・ 地域医療ビジョンの具体的なあり方については、国と都道府県との十分な協議が必要。

報告書のポイント⑥

(参考)医療・介護に関するその他の主な報告書記載事項

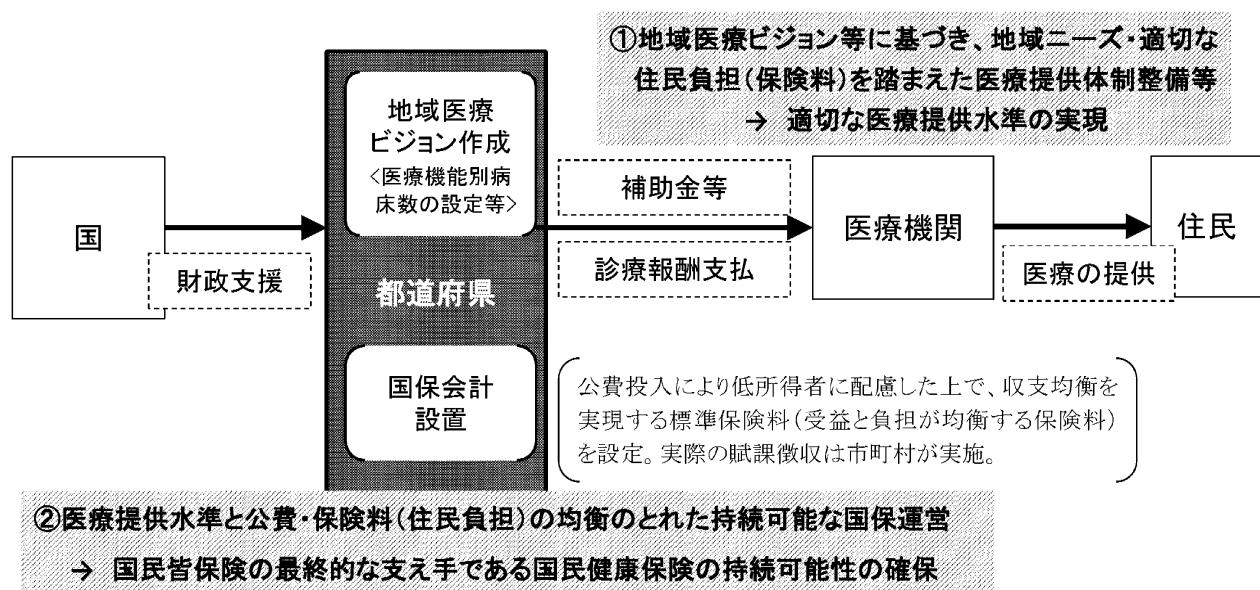
<医療関係>

- ・ 主に医療機能の分化・連携、国保の都道府県保険者化等の医療・介護サービスの提供体制改革を推進する体制を政府に設け、厚労省・都道府県・市町村における改革の実行と連動させていくことが必要。
- ・ 国保保険料の賦課上限額を引き上げるべき。
- ・ 後期高齢者医療制度については、現行制度を基本としながら、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入等必要な改善を実施することが適当。
- ・ 所得の高い国保組合への定率補助について廃止に向けた取組みを進めが必要。
- ・ 70～74歳の医療費自己負担を本則の2割から1割とする特例措置をやめるべき。ただし、新たに70歳になった者から段階的に進めることが適当。
- ・ 地域包括ケアシステム構築のため、介護保険給付と地域支援事業のあり方を見直すべき。その際、介護予防給付について、地域の実情に応じて実施できるよう、受け皿を確保しつつ、新たな地域支援事業に段階的に移行すべき。
- ・ 高額療養費制度の所得区分を、よりきめ細かな対応ができるよう細分化することが必要。
- ・ 難病に関する医療費助成について、消費税増収分を活用して、持続可能で安定的な社会保障給付の制度として位置づけ、対象疾患の拡大や都道府県の超過負担の解消を図るべき。ただし、対象患者の認定基準や自己負担の見直しも検討。

<介護関係>

- ・ 所得が高い者の介護保険の自己負担を引上げるべき。
- ・ 施設入所者の宿泊費・食費に関する助成について、所得だけでなく、資産も勘査すべき。
- ・ 低所得者の第一号保険料の軽減措置を拡充すべき。

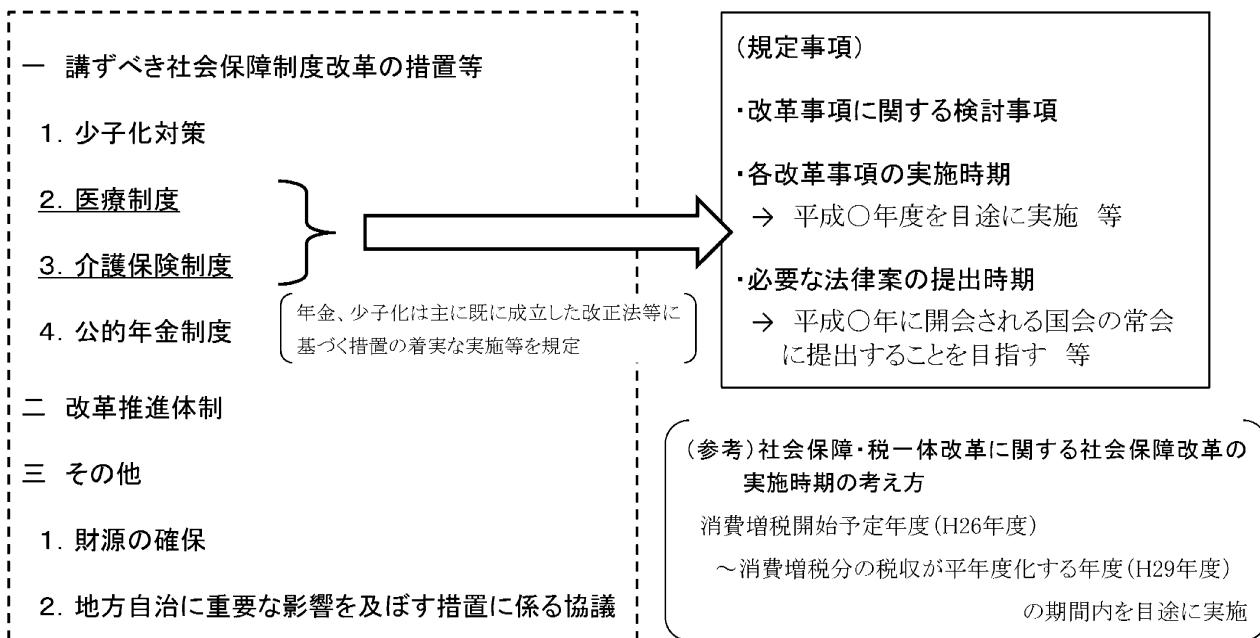
【参考】今般の社会保障制度改革において実現を目指す地域医療改革のイメージ



※ また、医療と介護の連携と地域包括ケアシステムの構築も併せて実施。

①・②により、持続可能かつ地域ニーズ・適切な住民負担を踏まえた地域医療提供体制が実現

社会保障制度改革プログラム法案の概要



「一 講すべき社会保障制度改革の措置等 2. 医療」のポイント

改革項目	検討事項等	改革実施時期	法案提出時期
ア 医療提供体制整備等	①医療機能報告制度、地域医療ビジョンの策定 ②ビジョン実現のための都道府県の役割強化、新たな財政支援制度 ③医療従事者の確保 等	平成29年度までを目途(順次実施)	平成26年通常国会を目指す(医療法等)
イ 医療保険制度	①国保への財政支援の拡充 ②国保の財政構造問題を解決の上、国保の業務は、県が担うことを基本としつつ、県・市町村で適切に分担する措置 ③後期高齢者支援金の総報酬割の全面導入 ④70～74歳の自己負担の取扱い、高額療養費等の保険対象療養範囲等の適正化 等	平成26年度から平成29年度までを目途(順次実施)	平成27年通常国会を目指す(国保法等)
ウ 難病対策等	①都道府県の超過負担の解消 ②安定的な医療費助成制度の確立	平成26年度 目途	平成26年通常国会を目指す(新規立法等)

「一 講すべき社会保障制度改革の措置等 3. 介護保険制度」のポイント

改革項目	検討事項等	改革実施時期	法案提出時期
介護	① 地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業や要支援者への支援の見直し ② 一定の所得を有する者の利用者負担の見直し ③ 第一号保険料の低所得者軽減措置 等	平成27年度 目途	平成26年通常 国会を目指す (介護保険法)

(参考1)公的年金に関する規定事項

- ・既に法律上、措置済みである、低年金者への給付金、基礎年金国庫負担1／2の引上げ等の着実な実施。
- ・以下の措置を検討し、その検討に基づき必要な措置を実施。
 - － 賃金上昇率や現役世代人口・平均余命の動向に基づく年金給付額の円滑な改定
 - － 年金支給開始年齢、年金課税のあり方 等

(参考2)少子化対策に関する規定事項

- ・既に法律上、措置済みである、子どものための教育・保育給付等の実施に必要な措置、保育緊急確保事業等の着実な実施。

「二 改革推進体制」(新たな社会保障改革推進組織)のポイント

【名称】社会保障制度改革推進本部(内閣に設置)

【所掌事務】

- ①当面講すべき社会保障制度改革の推進及び実施状況の検証
- ②社会保障制度改革推進会議の意見等に基づくさらなる改革の企画立案等

【組織】

本部長：総理 副本部長：国務大臣

本部員：内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚労大臣、総理が指定する国務大臣

【事務局】内閣官房(副長官補が掌理)

【設置期限】

設置の日(プログラム法公布から一ヶ月)から起算して5年以内(政令で規定)

【名称】社会保障制度改革推進会議(内閣に設置)

【所掌事務】

- ① 平成37年度を展望した社会保障制度改革を検討し、その結果に基づき総理に意見具申
- ② 総理の諮問に応じた社会保障制度改革の調査審議

【組織】

委員20名

委員は優れた識見を有する者から総理が任命

【事務局】内閣官房(副長官補が掌理)

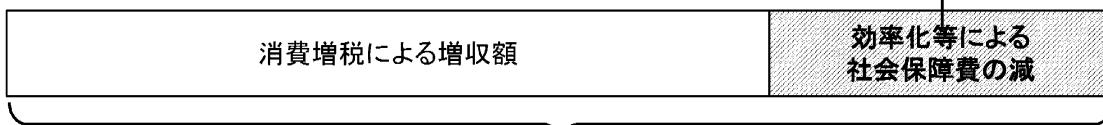
【設置期限】

設置の日(プログラム法公布から六ヶ月)から起算して5年以内(政令で規定)

「三 その他 1. 財源の確保」のポイント

【財源確保規定の概念図】

(例) 後期高齢者支援金の全面総報酬割導入に伴い不要となる国費



改革の実施に要する社会保険料4種費は、この枠内で財源を確保して実施

※社会保障の安定財源の確保、財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から実施

「三 その他 2. 地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議」のポイント

病床の機能分化、医師等の確保及び国保の見直しに関する事項その他地方自治に重要な影響を及ぼすと
考えられるものについて必要な措置を講ずるに当たっては、地方六団体の代表者等と十分に協議を行い、
当該措置についてこれらの者の理解を得ることを目指す

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

(※ 消費税引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向かうこととなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。)

子ども・子育て

- 子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)
 - ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
 - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
 - ・新制度への円滑な移行を図るために保育緊急確保事業
 - ・社会的養護の充実

0.7兆円程度

医療・介護

- 医療・介護サービスの提供体制改革
 - ①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等
 - ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
 - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
 - ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。
 - (新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)
 - ②地域包括ケアシステムの構築
 - ・介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。
 - i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
 - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
 - v) マンパワーワーの確保等
- 難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化を併せて実施

年金

- 現行制度の改善
 - ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
 - ・受給資格期間の短縮
 - ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。
(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、
公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度 ※消費税財源(平年度ベース)

平成26年度の社会保障の充実・安定化について

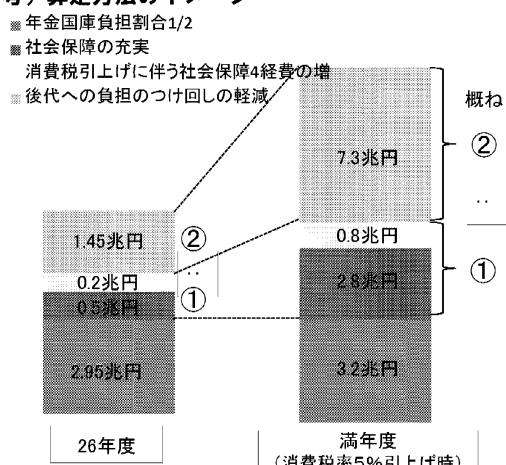
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成26年度の増収額
5.1兆円程度(※)については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1等に2.95兆円程度を向く、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率(概ね1:2)で按分した額をそれぞれに向ける。

※ 消費税については、国の会計年度と、消費税を納税する者の事業年度が必ずしも一致しないこと等により、段階的な増収となる。財務省・総務省による一定の仮定に基づく機械的試算によれば、26年度の増収額は消費税率換算で1.9%程度と見込まれ、これに内閣府試算に基づく1%当たりの消費税収を乗じれば、5.1兆円程度となる。

<26年度消費税増収分の内訳>

○年金国庫負担割合2分の1等	2.95兆円程度
(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む)	
○社会保障の充実	0.5兆円程度
・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	
○消費税引上げに伴う社会保障4経費の増	0.2兆円程度
・診療報酬などの物価上昇に伴う増	
○後代への負担のつけ回しの軽減	1.45兆円程度
・高齢化等に伴う増(自然増)を含む安定財源が 確保できていない既存の社会保障費	

(参考) 算定方法のイメージ



平成26年度における社会保障の充実に係る事項要求の考え方について(案) (厚生労働省・内閣府)

- 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けたこととなっており、平成26年度の増収額(5.1兆円程度(※2))については、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等(2.95兆円程度)による社会保障の安定化のほか、0.5兆円程度を「社会保障の充実」に充てる。
- 以下の内容は、現時点の厚生労働省・内閣府の考え方を示すものであり、今後の予算編成過程で引き続き検討・調整を行う。

子ども・子育て支援	○「待機児童解消加速化プラン」の推進 ・29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとし、新制度の施行を待たずに、25・26年度で約20万人分を確保する。 ○新制度への円滑な移行を図るために保育緊急確保事業(子ども・子育て支援法附則) ○社会的養護の充実など	~0.3兆円程度~
医療・介護	<病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等> ○病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。 ○在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。 ○医師・看護師等の医療従事者を確保する。	~0.1兆円程度~
	<地域包括ケアシステムの構築> 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一括して提供される地域包括ケアシステムを構築するための取組を行う。	
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充 ※保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充についても 今後実施する予定(1,700億円程度)	620億円程度
年 金	低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し(27年1月実施)	50億円程度
合 計	難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立する。(27年1月実施)	~300億円程度~
	遺族年金の父子家庭への拡大	10億円程度
		0.5兆円程度

※1 このほか、消費税引上げに伴う社会保障支出の増についても、予算編成過程で検討。
(数字は公費(国及び地方))

※2 消費税については、国の会計年度と、消費税を納税する者の事業年度が必ずしも一致しないこと等により、段階的な増収となる。財務省・総務省による一定の仮定に基づく機械的試算によれば、26年度の増収額は消費税率換算で1.9%程度と見込まれ、これに内閣府試算に基づく1%当たりの消費税収を乗じれば、5.1兆円程度となる。

※3 26年度の「社会保障の充実」に充てる「0.5兆円程度」は、26年度の増収額(5.1兆円程度)について、まず基礎年金国庫負担割合1/2等に2.95兆円程度を向く、残額を満年度時の「社会保障の充実」及び「消費税引上げに伴う社会保障4経費の増」と、「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率(概ね1:2)で按分して算出している。

